公益社団法人大分県獣医師会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県獣医師会(以下「本会」という。)の事業を 円滑に推進するため、定款第6条に基づく賛助会員に関し必要事項を定める。

(種 類)

第2条 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。ただし、獣医業を主たる目的として事業を行う企業又は団体を除く。

(入 会)

第3条 本会の事業に賛同し、賛助会員となる意志を有するものは、入会申込書(別記様式1)及び誓約書(別記様式2)を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(会 費)

第4条 賛助会員の年会費は総会において別に定める。

(会費の納入)

第5条 会員となるものは、指定の口座に会費を振り込むものとする。

(退 会)

第6条 賛助会員を退会する場合は、その旨を書面で届けることにより退会することができる。

- 2 前項の場合、納入された会費返還には応じない。
- 3 会費の納入が会費請求から1年間未納の場合は退会とする。

(禁止事項)

第7条 賛助会員の以下事項は禁止とする。

- (1) 自社の商品紹介や事業 P R に際し、本会の書面による許可なく、本会がその性能や品質を保証しているかのように「大分県獣医師会賛助会員」の名前を記載すること
- (2) 広告物やホームページ等に本会の書面による許可なく、「大分県獣医師会賛助会員」の名前を記載すること
- (3) 反社会的勢力とのつながりを持つこと
- (4) 当会からの連絡等について正当な理由なくして応答しないこと
- (5) 当会役員や職員、会員に対する、その業務への支障が発生するなど、社会的なハラスメントと評価される行為

(除 名)

- 第8条 賛助会員が、以下のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認により当該賛助会員を除名することができる。
 - (1) 違法行為や社会的批判を集める行為を行うなど、社会的、道義的に著しく会員として相応しくないと認められる場合。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 第7条の禁止事項を遵守せず又は禁止事項に反している疑いがある場合に、 本会が協議の上要請した内容に応じなかったとき。
 - (4) 当該賛助会員の行為が、本会会員の業務に支障を与えたと報告され、理事会がその行為を事実と認めたとき。
 - (5) その他、除名すべき正当な事由を理事会が認めたとき。
- 2 前項の場合、納入された会費返還には応じない。
- 3 除名が決定した団体については、悪質性などに鑑みて公表することもあり得る。

(名義使用について)

第9条 賛助会員が「大分県獣医師会賛助会員」の名義を自社の事業(イベント・広報・出版物等)に用いる場合、また店頭で掲示等する場合には、予め本会に承諾を得なければならない。

(本会著作物の2次使用について)

第 10 条 本会発行・編集の会報やHP、メール等に掲載された記事、文言等を使用する場合、予め本会の承諾を得なければならない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月17日から施行する。